令和八年三月作成

関ケ原都市計画総括図

都市計画区域	昭和29年7月19日	建設省告示第1276号及び1277号（決定）
	昭和53年4月1日	岐阜県告示第240号（変更）
	昭和61年4月1日	岐阜県告示第341号（変更）
用途地域	昭和53年4月1日	岐阜県告示第241号（決定）
	昭和54年7月24日	岐阜県告示第595号（変更）
	昭和56年4月1日	岐阜県告示第380号（変更）
	平成8年4月1日	関ケ原町告示第13号（決定）
	令和2年11月20日	関ケ原町告示第60号（変更）
道路網	昭和54年7月10日	関ケ原町告示第28号（変更）
	昭和54年7月24日	岐阜県告示第594号（変更）
	昭和59年3月30日	岐阜県告示第309号（変更）
	平成3年12月24日	岐阜県告示第777号（変更）
公園	昭和54年4月10日	岐阜県告示第333号（決定）
	昭和58年1月11日	岐阜県告示第33号（変更）
火葬場	平成3年3月20日	関ケ原町告示第10号（決定）
一団地の住宅施設	平成3年12月19日	関ケ原町告示第37号（決定）
下水道	平成4年10月13日	関ケ原町告示第22号（決定）
	平成15年8月18日	関ケ原町告示第38号（変更）

位置図

福井県　滋賀県　愛知県　三重県

※本図の道路の位置、地域の境界は、その概略を示すもので、その詳細は、関ケ原町役場に備え置く指定図書を縦覧されたい。

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
○　建てられる用途
×　建てられない用途
①、②、③、▲　面積、階数等の制限あり

用途	建築物	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅	住宅で店舗、事務所、下宿	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	自分で自分の用途制限あり
兼用住宅	兼用住宅で、自己営業の店舗面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1階は事務所、喫茶、理髪、美容、洋服、和服、靴、時計、貴金属、時計修理、自動車修理、自転車修理、食堂、喫茶、酒屋、薬局、洗濯、印刷、出版、製本、製版、製図、写真、ミシン、自動車、自転車、二輪車は150㎡以下
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	○	○	○	○	○	○	○	▲	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	○	○	○	▲	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	▲	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	×	×	○	○	○	○	○	○	○	▲	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	○	○	○	▲	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	▲	▲500㎡以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	▲	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	▲	▲3,000㎡以下
ホテル、旅館	ホテル、旅館	×	×	▲	▲	○	○	○	○	○	×	▲3,000㎡以下
遊戯施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	▲	▲	○	○	○	○	○	×	▲3,000㎡以下
	カフェやオケ、ディスコ等	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場等	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	○	○	○	○	○	×	客席200㎡未満（観覧場のみ客室定員収容用を除く）
	キャバレー、個室付浴場等	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	×	
学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
	図書館等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
	自動車教習所、一定規模以下の劇場等	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	
	神社、寺院、教会等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
病院	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
	診療所、助産所、保育所等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	×	▲600㎡以下
自動車関係	自動車車庫等	×	×	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	▲3,000㎡以下
	倉庫業倉庫、附属車庫を除く	×	×	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	▲3,000㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫	①②③	①②③	①②③	①②③	○	○	○	○	○	○	①2,000㎡以下 ②3階以下 ③3,000㎡以下 2階以下
	①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ附属本機に記載の制限	○=法令の規定内に、×=法令の規定外										
倉庫業倉庫	倉庫業倉庫	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
倉庫	倉庫（15㎡を超えるもの）	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	1,500㎡以下（補習校を除く）2階以下
作業所	パン屋、米屋、豆腐屋、車庫、洋服店、書籍	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	作業場の制限あり
	建具屋、自動車修理や作業場の床面積が50㎡以下	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	現場等・作業所での制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	150㎡以下（2,500㎡以下）
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
自動車修理工場	自動車修理工場	×	×	×	①×②③	①②③	①②③	①②③	①②③	①②③	①②③	作業場の床面積 ①150㎡以下 ②300㎡以下 ③3,000㎡以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	量が少ない施設	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	量がやや多い施設	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ処理場等		都市計画決定されたものに限られる										

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について規範したものではありません。

凡例

都市計画区域				都市計画区域	
用途地域・特別用途地区	建ぺい率	容積率	外壁の後退距離の最低	建築物の高さの限度	都市計画道路
	(M)		1.0m		
第一種低層住居専用地域	50	80	—	10m	公園
	60	100		10m	
第一種中高層住居専用地域	60	200	—	—	火葬場
第一種住居地域	60	200	—	—	一団地の住宅施設
第二種住居地域	60	200	—	—	下水道（終末処理場）
準住居地域	60	200	—	—	容積率
近隣商業地域	80	200	—	—	建ぺい率
商業地域	80	400	—	—	
準工業地域	60	200	—	—	
工業地域	60	200	—	—	
磯変・レクリエーション地区	60	200	—	—	
無指定地域	60	200	—	—	

（注）(M)は、当該都市計画道路の標準区間の幅員を示す。

1/10,000

0　100　500　1000m

中日本航空株式会社調製

関ケ原町役場

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第四座標系（世界測地系に準拠）

この地図は、令和8年3月作成の関ケ原町都市計画基本図1：2,500を縮小し編集し、修正したものである。

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。（助言番号）平7部公第220号」